

株式会社 PROmessa

自然災害発生時における事業継続計画書

対象施設

ぽんぽこはうす elmo

施設所在地

大阪府羽曳野市はびきの 5-22-5 アモール 201

業態

児童発達支援

目次

1.	総論	6
1.	目的	6
2.	基本方針	6
3.	適用範囲	6
4.	推進体制	6
2.	被害想定	7
1.	リスクの把握	7
①	ハザードマップ、j-shis map 等の確認：大阪府羽曳野市はびきの5-22-5	7
②	被害想定（自治体が公表している災害について）	8
③	自施設で想定される影響	9
3.	優先業務の選定	9
1.	優先する事業	10
2.	事業停止通知	10
3.	事業再開の基準	10
4.	BCP の見直し	11
1.	研修、訓練の実施	11

2.	BCP の検証、見直し.....	11
5.	平常時の対応.....	12
1.	建物安全対策.....	12
2.	設備の耐震措置.....	12
3.	水害対策.....	12
4.	電気が止まった際の対策.....	13
5.	ガスが止まった時の対策.....	14
6.	水道が止まった場合の対応策.....	14
①	飲料水、生活用水.....	14
①	飲料水、生活用水.....	14
7.	通信が麻痺した場合の対策.....	15
8.	システムが停止した場合の対策.....	15
9.	衛生面（トイレ等）の対策.....	16
①	トイレ対策(利用者).....	16
②	トイレ対策(職員).....	16
①	汚物対策.....	16
10.	必要品の備蓄.....	17
①	医薬品・衛生用品・日用品.....	17
②	その他備品.....	19
11.	資金手当て.....	20
6.	緊急時の対応.....	21

1. BCP 発動基準	21
2. 管理責任者	21
3. 行動基準	21
4. 対応体制	22
5. 対応拠点	23
6. 安否確認	23
① 利用者の確認	23
② 職員の安否の確認	23
7. 職員の参集基準	24
8. 施設内外	24
【施設内】	24
【施設外】	24
9. 重要業務の継続	25
10. 職員の管理	25
① 休憩・宿泊場所	25
② 勤務シフト	25
11. 復旧対応	26
① 破損個所の確認	26
② 業者連絡先一覧の整備	26
③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）	27
7. 他施設との連携	28
1. 連携体制の構築	28
(1) 地域のネットワーク	28

2. 連携対応.....	29
3. 利用者情報の整理.....	29
4. 共同訓練.....	29
8. 地域との連携.....	30
1. 災害時の職員の派遣.....	30
2. 福祉避難所の運営.....	30
9. 固有事項.....	31
1. 通所事業・固有事項.....	31
【平時からの対応】.....	31
【災害が予想される場合の対応】.....	31
【災害発生時の対応】.....	31

1. 総論

1. 目的

本計画は、大地震等の自然災害などの突発的な経営環境の変化により不測の事態が発生しても、人命を最優先とし利用者や従業員の安全と生活を守ることを前提とした上で、重要な事業を中断させない、または中断せざるを得なくなった場合であっても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示すものである。

2. 基本方針

本計画に関する基本方針は下記3点とする。

(1) 利用者の安全確保

当事業所は身体的・精神的に障がいのある利用者に対するサービス提供を行っており、自然災害が発生した場合、深刻な人的被害が生じる危険性があることに留意して安全の確保に努める。

(2) サービスの継続

当事業所は、利用者の生活の場を提供しており、有事の際長期的にサービスを中断することは利用者の生活に大きく悪影響をもたらすことに留意し、中断することがあっても早期に再開して利用者やその家族からの信頼を守る。

(3) 職員の安全確保

自然災害発生時や復旧において業務継続を図ることは、長時間勤務や精神的打撃など職員の労働環境が過酷にあることが懸念される。したがって、職員の過重労働やメンタルヘルス対応への適切な措置を講じる。

3. 適用範囲

本計画は、株式会社 PROmessa の運営する施設「ぽんぽこはうす elmo」に対して適用する。

4. 推進体制

平常時の災害対策の推進体制は、当事業所の各責任者をもって構成される「災害対策本部」を主体とし、役職、業務内容を以下の通りとする。

担当	業務内容
代表取締役・部長	・災害対策の統括責任
管理者	・BCPの策定、見直し
防災委員	・職員への訓練の計画 ・職員への研修、訓練の実施
防災委員	・災害用備蓄、施設の全体管理

2. 被害想定

1. リスクの把握

① ハザードマップ、j-shis map 等の確認：大阪府羽曳野市はびきの5-22-5

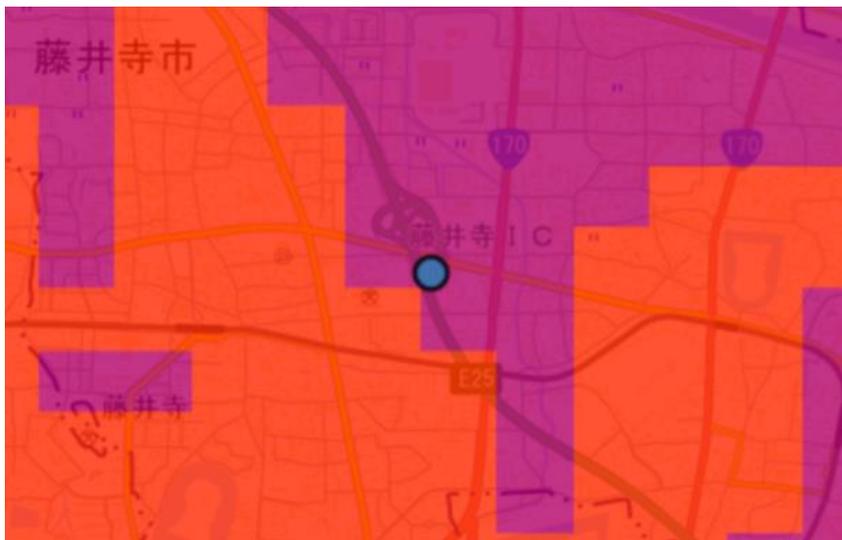
洪水、土砂崩れ予測（ハザードマップ）



洪水：付近に0.5m～3.0m（1階天井まで浸水する程度）の浸水あり

高潮：想定なし/津波：想定なし/土砂災害：想定なし

地震予想(j-shis map)：震度6弱



30年以内に震度6強の地震に見舞われる確率：26～100%

② 被害想定（自治体が公表している災害について）

震災に関しては最大規模が予想される上町断層帯地震による地震（マグニチュード7.5想定）、冬の18時での想定被害

（参照：J-shis map、ハザードマップポータルサイト、横浜市地震被害想定調査報告書、地震10秒診断）

- （ア） 震度：震度6強
- （イ） 浸水：3.0m～5.0m（2階部分まで浸水する程度）
- （ウ） 液状化：危険度は極めて低い。
- （エ） 上水道：断水率 66%
- （オ） 電力：停電率 34%
- （カ） ガス：停止率 87%
- （キ） 通信：不通率 13%
- （ク） 土砂災害：危険度は極めて低い。

交通被害

- （ア） 道路：路肩が崩れる（地盤変状による被害）、建物倒壊等により道路が塞がれる（道建物等の倒壊による被害）等の、被害により緊急輸送に大きな影響が発生する可能性がある。
- （イ） 鉄道：震度5以上の地震でほとんどの路線が一時運転見合わせることが想定され、6弱～6強以上の強い地震においては長期間運転停止されることが予想される。

③ 自施設で想定される影響

震度 6 強を想定とする

参照：地震 10 秒診断(防災科研監修)

	当日	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	2 週間
電力	蓄電池				復旧			
飲料水	備蓄			物資支給				
生活用水	備蓄			物資支給				
LP ガス	停止							
固定電話	不通	遅延					復旧	
メール	遅延						復旧	
インターネット	遅延	復旧						

水道：27 日想定、ガス：18 日想定

3. 優先業務の選定

1. 優先する事業

当施設では利用者の生活に密接に関わる事業を行っている為、生命に係る事業に関しては有事の際においても停止することはできない。そのため優先する業務を下記に定め、必要最低限の業務の継続を図るものとする。

(道路の被害状況等により事業継続が困難な場合のみ、当施設に出入りする者の安全を考慮し、代表取締役の判断をもって一時的に事業を停止する。)

【優先する事業】

- ・ 児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス

【当座停止する事業】

- ・ 生命の維持に直接関わることのない事業

2. 優先する業務

		非常時対応人数		
優先事業	業務内容	朝	昼	夕
児童発達支援	食事介助	2名	4名	4名
	排泄介助	2名	4名	4名
	投薬確認	2名	4名	4名
	送迎	2名	4名	4名
	療育	2名	4名	4名

4. BCP の見直し

1. 研修、訓練の実施

研修や訓練が一過性で終わらず、継続的に実施されるよう下記のルールに則り実施するものとする。記載のある日程以外にも必要に応じて代表取締役の判断のもと研修、訓練は実施されるものとする。

- ① 本計画の6に記載される「緊急時の対応」に沿って、管理者の指示の元訓練を実施する。
- ② 避難訓練は毎年5月と11月に実施するものとする。（安否確認訓練含む）
- ③ 避難訓練実施に合わせて、研修を実施するものとする。
- ④ 訓練、研修は可能な限り全職員が参加して実施する。
- ⑤ 訓練、研修後に職員に対して、口頭もしくは書面で問題点・改善点を報告させる。

2. BCP の検証、見直し

BCPはPDCAサイクルを機能させて実施することが重要とされているため、下記ルールに則り検証、見直しを実施するものとする。記載のある日程以外にも必要に応じて代表取締役の判断のもと研修、訓練、BCPの見直しは実施されるものとする。

- ① 業務継続計画（BCP）は毎年5月と11月に実施する訓練、研修の実施後に災害対策本部で協議し、見直しを行う。
- ② 協議では訓練や研修で新たに確認された問題点や参加職員からの意見を集約し、改善点を検討する。
- ③ 協議で検討された改善策をもって業務継続計画（BCP）の反映を行う。
- ④ 見直した業務継続計画（BCP）は、災害対策本部長の決済を経て職員、関係者等に周知する。
- ⑤ ④の業務継続計画（BCP）に沿って次回の研修及び訓練を実施するものとする。

5. 平常時の対応

1. 建物安全対策

■現在の取り組み

新耐震基準を満たす物件であるため、建物に関しては被害を受けない可能性が高いと思われ、特段の対応は行っていない。

■今後の取り組み

場所	対応策	対応予定時期
ガラス窓	フィルムによる飛散防止処置	R9. 3. 31 まで

2. 設備の耐震措置

設備の耐震措置に関しては訓練実施と合わせて毎年5月と11月に点検するものとする。

■現在の取り組み

場所・物品	対応策	備考
消火器	定期的に点検	年2回の避難訓練時に一斉点検を行う
誘導灯	同上	
1F	備え付けの棚を使用している。	

■今後の取り組み

場所	対応策	対応予定時期
事務所	机、ロッカー、書庫の固定	R9. 3. 31 まで
キッチン	冷蔵庫、食器棚の固定	R9. 3. 31 まで

3. 水害対策

■現在の取り組み

場所	対応策	備考
浸水リスクの確認	災害対策本部にて点検を行う	年に2回の避難訓練時に一斉点検を行う

■今後の取り組み

場所	対応策	対応予定時期
窓や扉からの浸水	土嚢又は防水テープでの補強	R9. 3. 31 まで

4. 電気が止まった際の対策

■現在の取り組み

稼働させるべき設備	代替案	備考
情報収集、連絡：パソコン、携帯	可搬式蓄電池(5120wh)：1台	ぼんぼこはうす2に設置
情報収集、連絡：パソコン、携帯	可搬式蓄電池(1500wh)：1台	ぼんぼこはうす elmo に設置
情報収集、連絡：パソコン、携帯	可搬式蓄電池(1500wh)：1台	はやし保育園に設置
照明器具	災害用簡易照明器具：1台	

■今後の取り組み

稼働させるべき設備	代替案	対応予定時期
冷房設備	サーキュレーター、冷却シート	R9. 3. 31 まで
暖房設備	毛布、使い捨てカイロ	R9. 3. 31 まで
情報収集	携帯ラジオ1台	R9. 3. 31 まで

5. ガスが止まった時の対策

■現在の取り組み

特段の取り組みは行っていない。

■今後の取り組み

場所	対応策	対応予定時期
キッチン	カセットコンロ 3 台	R9. 3. 31 まで
キッチン	ガスボンベ 18 本	R9. 3. 31 まで

6. 水道が止まった場合の対応策

■現在の取り組み

飲料水 2L×6 本×4 箱備蓄している。

■今後の取り組み

① 飲料水

- ・ 職員と利用者×2L×3 日分を備蓄し、保存期間に留意し定期的買い替えを行う。
- ・ あらかじめ水道が止まることが予想される場合は、空きペットボトルや給水袋等で水道水を飲料用に確保する。
- ・ 災害時協力井戸、または応急給水拠点に設置されている仮設給水栓からの「応急給水」にて飲料水を確保する。

② 生活用水

- ・ 給水袋（5L）を 5 枚備蓄。災害時協力井戸、または仮設給水栓からの「応急給水」にて給水を受ける。
- ・ 災害時協力井戸：〒583-0011 大阪府藤井寺市沢田 3 丁目
- ・ 応急給水拠点：〒583-0012 大阪府藤井寺市道明寺 2-11-18 道明寺浄水場

対応予定時期：R9. 3. 31 まで

7. 通信が麻痺した場合の対策

従業員の連絡手段は SNS（LINE）をメインとし、利用者家族との連絡手段は電話をメインとする。それ以外にも複数連絡手段を下記に用意するものとする。

【機材】

固定電話：1 台

FAX：1 台

職員全員の携帯：各 1 台（全員メール、LINE 可）

PC メール：1 台

【連絡方法】

主な連絡ツール：SNS（LINE）、電話、メール

その他：災害用伝言ダイヤル、FAX

【充電、電気供給方法】

可搬式蓄電池 5120wh：1 台（ぼんぽこほうす 2 に設置）

可搬式蓄電池 1500wh：1 台（ぼんぽこほうす elmo に設置）

可搬式蓄電池 1500wh：1 台（はやし保育園に設置）

対応予定時期：R9. 3. 31 まで

8. システムが停止した場合の対策

■現在の取り組み

- ① 利用者の重要情報（氏名・年齢・住所・緊急連絡先・持病・服薬情報）に関しては紙とクラウド利用の介護ソフト（ウィズファミリー）にて保管されている。
- ② 従業員の重要情報（氏名・年齢・住所・緊急連絡先）に関しては紙とデータ（サーバー）にて保管されている

■今後の取り組み

- ① 現在の取り組みに合わせて、下記情報もクラウド化を行う。
 - ・従業員の緊急連絡先

- ・取引先(学校、相談員、提携先の病院など)の連絡先一覧
 - ・ライフライン連絡先
- ② 従業員、利用者の重要情報に関して、緊急時にファイル一つに保管し、有事の際に持ち出し可能なように保管を行う。

対応予定時期：R9.3.31 まで

9. 衛生面（トイレ等）の対策

■現在の取り組み

おむつを2名×5回×3日分の保管を行っている。

① トイレ対策(利用者)

- ・備蓄されている簡易トイレ、及び消臭固形剤の備蓄を使用する。
- ・電気・水道が止まった場合、速やかに簡易トイレを所定の箇所に設置し、そちらを使用するよう案内をする
- ・排泄物には消臭固形剤を使用する
- ・使用した簡易トイレは使用する度に袋を閉じて常に清潔に新しいものを使用する。

② トイレ対策(職員)

- ・利用者とは別に職員用の簡易トイレの備蓄を使用する。
- ・その他利用者に準ずる

③ 汚物対策

- ・排泄物は簡易トイレに付属している消臭固形剤を使用して密閉し、人の出入りのない駐車場の隅へ、ブルーシート等で包み衛生面に留意して隔離、保管しておく。
- ・上記は燃えるゴミとして処理する

対応予定時期：R9.3.31 まで

10. 必要品の備蓄

① 飲料・食品

■現在の取り組み

水（2L×4 ケース）の備蓄を行っている。

■今後の取り組み

従業員 7 名（一日最大稼働人数）、利用者 15 名（一日最大利用人数）×3 日分を基準とし備蓄を備える。詳細を下記に記載する。

品名	数量	消費期限	保管場所	対応予定時期
おにぎり 4 種セット (12 袋入り)	4 袋			R9. 3. 31 まで
カレーライスセット (30 食入り)	4 袋			R9. 3. 31 まで
アルファ米 (12 食入り)	3 袋			R9. 3. 31 まで
災害用保存水 2L	42 本			R9. 3. 31 まで

③ 医薬品・衛生用品・日用品

■現在の取り組み

品名	数量	消費期限	保管場所	備考
応急手当セット	1 セット		事務所	
消毒用アルコール (900ml)	6 本		事務所	
紙皿	30 枚		キッチン	

割り箸	50 膳		キッチン	
フォーク	本		キッチン	
スプーン	本		キッチン	
紙コップ	60 個		キッチン	
ラップ	2 本		キッチン	
ガムテープ	3 個		事務所	
ティッシュ	15 箱		事務所	
タオル	30 枚		事務所	
マスク大人用 (50 枚入り)	2 箱		事務所	
マスク子供用 (50 枚入り)	2 箱		事務所	
ビニール手袋 M (100 枚入り)	2 箱		事務所	
ビニール手袋 L (100 枚入り)	2 箱		事務所	
トイレトペーパー (12 ロール入り)	1 袋		トイレ	
ウェットティッシュ (100 枚入り)	5 袋		事務所	

■今後の取り組み

品名	数量	消費期限	保管場所	備考
生理用ナプキン	5袋			R9.3.31まで

④ その他備品

■現在の取り組み

品名	数量	保管場所	対応予定時期
蓄電池(5120Wh)	1台	ぼんぼこはうす2	
蓄電池(1500Wh)	1台	ぼんぼこはうす elmo	
蓄電池(1500Wh)	1台	はやし保育園	

■今後の取り組み

品名	数量	保管場所	対応予定時期
簡易トイレ	400回分		R9.3.31まで
おむつ	30回分		R9.3.31まで
給水袋 5L	5枚		R9.3.31まで
ブルーシート	5枚		R9.3.31まで
使い捨てカイロ	132個		R9.3.31まで
冷却シート	132枚		R9.3.31まで
サーキュレーター	1台		R9.3.31まで

⑤ 資金手当て

- ① 地震保険：三井住友海上火災保険
- ② 火災保険：三井住友海上火災保険
- ③ 手許金：金庫で●●円

その他震災用の保険の詳細（水害に対しての保証があるかなど記載）

6. 緊急時の対応

1. BCP 発動基準

当施設が最も被害を受けると想定される地震と水害に対してそれぞれ下記の基準でBCPを発動することとする。

【地震による発動基準】

大阪府羽曳野市周辺において震度5以上の地震が発生し、被害状況や社会的混乱等を総合的に勘案し、代表取締役や管理者が必要と判断した場合、BCPを発動し、対策本部を設置する。

【水害による発動基準】

大阪府羽曳野市周辺において大雨警報（土砂災害）、洪水警報、氾濫警報のレベル3が発令された時、または代表取締役や管理者が必要と判断した場合、BCPを発動する。

2. 管理責任者

管理責任者	代替者
管理者	代表取締役

3. 行動基準

発生時の行動指針は、下記のとおりとする

- ① 自身及び利用者の安全確保
- ② 二次災害への対策（火災や建物の倒壊など）
- ③ 避難場所の確保、移動
- ④ 地域との連携、関係機関との連携
- ⑤ 情報発信

4. 対応体制

部署名	総責任者	代替者	詳細
防災活動隊	代表取締役	管理者	地震災害応急対策の実施全般について一切の指揮を行う。
安全指導班	管理者	常勤職員	利用者の安全確認、施設整備の損傷を確認し、報告する。利用者の避難誘導、家族への引継ぎを行う。
情報班	管理者	常勤職員	行政と連絡を取り、正確な情報入手に努めるとともに、適切な指示を仰ぎ隊長に報告するとともに、利用者家族へ利用者の状況を連絡する。活動記録を取る。
消火班	管理者	常勤職員	地震発生直後直ちに火元の点検、ガス漏れの有無の確認などを行い、発火の防止に万全を期すとともに、発火の際には消火に努める。
応急物資班	管理者	常勤職員	食料、飲料水などの確保に努めると共に、炊き出しや飲料水の配布を行う
救護班	管理者	常勤職員	負傷者の救出、応急手当及び病院などへの搬送を行う。
地域班	管理者	常勤職員	地域住民や近隣の福祉施設と共同した救護活動、ボランティアの受け入れ態勢の整備対応を行う。

5. 対応拠点

第1 候補場所	第2 候補場所
指導訓練室	駐車場

6. 安否確認

① 利用者の確認

【安否確認ルール】

- ・利用者は災害直後即座に職員が安否確認を行い、代表取締役役に報告を行う。負傷者がいる場合は対応可能な職員が応急処置を行い、必要な場合は医療機関へ搬送する。
- ・安否確認シートを用いて確認結果を記録する。

【医療機関への搬送方法】

- ・負傷者が確認された場合、付近の医療救護所へ搬送する。
- ・羽曳野市において医療救護所は、災害時の被害状況に応じて適切な場所に設置されることとなっている。

② 職員の安否の確認

【施設内】

- ・職員の安否確認は利用者の安否確認と合わせて行い、代表取締役役に報告を行う。
- ・利用者と同様、安否確認シートに確認結果を記録する。
- ・職員に負傷者が出た場合、利用者と同様に付近の医療救護所へ搬送する。

【自宅等】

地震の場合震度5以上、又は警戒レベル4以上の災害に見舞われた場合、①SNS（LINE）、②電話、③携帯メールで施設に自身の安否情報を報告する。

報告する内容は下記とする。

- ・自身の安否、家族の安否
- ・避難後の場合、避難場所の報告
- ・自宅の場合、出勤可能か否か

7. 職員の参集基準

【参集基準】

対象：全職員

地震：大阪府羽曳野市周辺において、震度 5 強以上の地震が発生

水害：大雨警報（土砂災害）、洪水警報、氾濫警報のレベル 3 以上が発令されたとき

時間：平日 09:00～19:30 休校日 07:30～18:30

基準：SNS（LINE）、電話等で事業所や勤務中の職員に連絡を行い、職員や児童の安否確認が 30 分以上取れなかった場合、自身の安全を確保した上で参集する。

上記に該当する場合においても、自身又は家族が被災した場合や交通機関などの事情で参集が難しい場合は参集しなくてもよい。

8. 施設内外

【施設内】

	第 1 避難場所	第 2 避難場所
避難場所	指導訓練室	駐車場
避難方法	<ul style="list-style-type: none"> 職員は自身、利用者の安全に留意し安全な部屋の中心に誘導する。 トイレなどの個室に残されている職員や利用者がないか確認する。 室内であってもすぐに外に出られるよう靴を履く。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設内での避難が困難な場合、駐車場への移動をする。 基本的な避難方法は左に準ずる。 応急手当セット、緊急連絡先、利用者の服薬情報を持ち出す。

【施設外】

	第 1 避難場所	第 2 避難場所
避難場所	埴生南小学校	はびきの埴生学園
避難方法	<ul style="list-style-type: none"> 施設内での避難が困難な場合、道路が通行可能であれば避難する。 足が不自由な方や車いすの方を優先する。 	<ul style="list-style-type: none"> 人数状況等によって、第 1 避難場所への避難が難しい場合、第 2 避難所へ避難を行う。 基本的な避難方法は左に準ずる。

	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者がある場合は、安全に留意しながら利用者の誘導を行う。 ・車や落下物に注意する。 ・応急手当セット、従業員と利用者の個人情報等重要情報を持ち出す。 	
--	--	--

9. 重要業務の継続

インフラ停止や職員不足、災害時に発生する特有の業務などの理由から業務量が増大する事が考えられる。そのため、平常時の対応で選定した優先業務から特に重要な業務の継続方法を検討する必要がある。ライフラインの有無や職員の出勤状況等を合わせて下記表において時系列で整理する。

被災時の厳しい状況でも、利用者や利用者の生命や健康を維持するために必ず実施しなければならない業務を「重要業務」として選定する。

業務ごとの対応内容は別紙1に記載する。

10. 職員の管理

① 休憩・宿泊場所

休憩場所	宿泊場所
事務所	静養室

② 勤務シフト

震災発生後、職員が長期間帰宅できず、長時間勤務となる可能性がある。参集した職員の人数により、なるべく職員の体調および負担の軽減に配慮して勤務体制を組むよう配慮する。

11. 復旧対応

① 破損個所の確認

対象		状況（いずれかに○）	対応事項/特記事項
建物・設備	躯体被害	重大／軽微／問題なし	
	電気	通電 / 不通	
	水道	利用可能／利用不可	
	電話	通話可能／通話不可	
	インターネット	利用可能／利用不可	
	パソコン	破損／転倒あり／被害なし	
	複合機	破損／転倒あり／被害なし	
	ガラス	破損・飛散／破損なし	
	キャビネット	転倒あり／転倒なし	
	天井	落下あり／被害なし	
	床面	破損あり／被害なし	
	壁面	破損あり／被害なし	
	照明	破損・落下あり／被害なし	

① 業者連絡先一覧の整備

業者名	連絡先	業務内容
埴生南小学校	072-958-3488	第1避難所
はびきの埴生学園	072-953-0007	第2避難所
藤井寺水道センター	072-939-1324	水道の復旧

不動産会社等		建物被害の復旧
●●電力		電気の復旧
株式会社●●		ガスの復旧
株式会社●●		インターネット提供会社

③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）

災害による被害の状況や復旧の進行度合いなどは、ホームページ等を利用して情報発信する。公表のタイミングや範囲、内容、方法などについては、利用者や職員のプライバシーに十分配慮した上で、慎重に精査する。

7. 他施設との連携

1. 連携体制の構築

(1) 地域のネットワーク

施設・事業所の倒壊や多数の職員の被災等、単独での事業継続が困難な事態を想定して、施設・事業所を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておくこととする。

【連携関係のある他施設等】

名称	連絡先	連携内容
ぽんぽこはうす		同法人内他事業所
ぽんぽこはうす2		同法人内他事業所
ぽんぽこはうす PROSSIMO		同法人内他事業所
ぽんぽこはうす luce		同法人内他事業所

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

名称	連絡先	連携内容
ふじまる小児科医院	072-953-6222	

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容
健康福祉部 福祉総務課	072-939-1417	

2. 連携対応

今後検討していく他施設等との連携対応において、決められた契約内容を簡潔まとめておき、有事の際に即座に連携対応を確認できるようにする。

3. 利用者情報の整理

氏名、年齢、住所、持病、投薬情報、連絡先をファイルに保管。

避難先に職員が持参する。受け入れ先施設で担当外に預けることとなった時、利用者と共に預ける。

4. 共同訓練

- ① 年2回のBCP訓練に関しては可能な限り利用者にも参加をお願いし、安否確認などもここで行うこととする。
- ② 上記BCP訓練に関して、自治会・今後提携していく他施設にも参加をお願いし実態に即した訓練とする。

8. 地域との連携

1. 災害時の職員の派遣

今後災害対策本部にて協議を行い決定していく。

2. 福祉避難所の運営

今後災害対策本部にて協議を行い決定していく。

9. 固有事項

1. 通所サービス固有事項

【平時からの対応】

- ・サービス提供中に被災した場合に備え、緊急連絡先の把握にあたっては、複数の連絡先や連絡手段「電話、携帯メール、SNS(LINE)等」を把握、一覧化しクラウド化。有事の際に即時取り出して使用できるよう職員に周知しておく。
- ・相談支援事業部と連携し、利用者への安否確認の方法等をあらかじめ整理しておく。災害時利用者一覧表に利用者情報を記入し、優先度を災害対策委員会にて検討しておく。
- ・平常時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関（行政、自治会、病院、職能・事業所団体等）と良好な関係を作るよう工夫する。

【災害が予想される場合の対応】

- ・台風などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、代表取締役の判断をもってサービスの休止や縮小を検討し、健康福祉部 福祉総務課にも情報共有の上利用者やその家族にも説明する。
- ・有事の際に避難所や福祉避難所において利用者の情報共有を行うことを、利用者やその家族にも事前に説明する。

【災害発生時の対応】

- ・サービス提供を長期間休止する場合は、自治体と連携し応援対応、別サービスの提供等可能な支援を受ける。
- ・利用中に被災した場合は、利用者の安否確認後、あらかじめ把握している緊急連絡先を活用し、利用者家族への安否状況の連絡を行う。
- ・利用者の安全確保や家族への連絡状況を踏まえ、順次利用者の帰宅を支援する。その際、送迎車の利用が困難な場合も考慮して、手段を検討する。帰宅にあたって、可能であれば利用者家族の協力も得る。関係機関とも連携しながら帰宅、又は避難所への移送対応を行う。

更新日
2024年6月27日